

# 村上市監査委員公表第3号

平成29年度

村上市三面財産区定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

平成30年2月8日

村上市監査委員

瀬 賀 良

小 杉 和 也

## 平成29年度 村上市三面財産区定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成29年度村上市三面財産区について、定期監査を実施したので、報告します。

- 1 監査の期間            自 平成29年12月26日  
                             至 平成30年 2月 8日
  
- 2 監査場所             村上市役所 第2委員会室
  
- 3 監査方法             平成28年12月1日から平成29年11月30日までの業務を監査の対象とした。その中から視察研修業務について関係書類を提出させ、事務事業の執行状況や財務処理が適正かつ効率的に行われているかを聴取の上、監査した。
  
- 4 監査の結果           視察研修に係るバスの使用料や運転員の委託料が市の会計から支出されていた。財産区は市とは別会計であり、視察研修に係る経費については財産区の会計から支払われるべきものであると考える。今後は適正な事務処理に努めていただきたい。  
                             また、研修先の財産区については、予算規模が違いすぎたことにより、あまり参考にならなかったということであったので、適切な研修先を選定していただきたい。